

【様式1】

平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:森林総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 業務方法書又は会計規程等の 根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
試験研究委託 越境大気汚染物質が西南日 本の森林生態系に及ぼす影 響の評価と予測に関する研究	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年6月7日	公立大学法人滋賀県立 大学 (滋賀県彦根市八坂町 2500)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は林野庁からの委託 事業であり、再委託先及び 研究課題も承認されている ため	—	2,366,000	—	0	—	—	25年度で終了
試験研究委託 越境大気汚染物質が西南日 本の森林生態系に及ぼす影 響の評価と予測に関する研究	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年6月7日	国立大学法人九州大学 知的財産本部 (福岡県福岡市東区箱 崎6-10-1)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は林野庁からの委託 事業であり、再委託先及び 研究課題も承認されている ため	—	1,285,000	—	0	—	—	25年度で終了
試験研究委託 生態系保全政策のための森 林の生物多様性変動シミュ レータの構築	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年6月7日	国立大学法人東北大学 大学院生命科学研究科 (宮城県仙台市青葉区 片平2-1-1)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は林野庁からの委託 事業であり、再委託先及び 研究課題も承認されている ため	—	3,300,000	—	0	—	—	25年度で終了
試験研究委託 レプンアツモリソウをモデル とした人を含む在来生態 系と共生できる絶滅危惧種 自生地の復元技術の研究	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年6月7日	国立大学法人北海道大 学大学院農学研究院 (北海道札幌市北区北9 条西9)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は林野庁からの委託 事業であり、再委託先及び 研究課題も承認されている ため	—	4,012,000	—	0	—	—	25年度で終了
試験研究委託 レプンアツモリソウをモデル とした人を含む在来生態 系と共生できる絶滅危惧種 自生地の復元技術の研究	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年6月7日	国立大学法人北海道大 学大学院農学研究院 (北海道札幌市北区北9 条西9)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は林野庁からの委託 事業であり、再委託先及び 研究課題も承認されている ため	—	1,793,000	—	0	—	—	25年度で終了
試験研究委託 レプンアツモリソウをモデル とした人を含む在来生態 系と共生できる絶滅危惧種 自生地の復元技術の研究	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年6月7日	国立大学法人北海道大 学総合博物館 (北海道札幌市北区北 10条西8)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は林野庁からの委託 事業であり、再委託先及び 研究課題も承認されている ため	—	1,552,000	—	0	—	—	25年度で終了
試験研究委託 レプンアツモリソウをモデル とした人を含む在来生態 系と共生できる絶滅危惧種 自生地の復元技術の研究	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年6月7日	国立大学法人熊本大学 分任契約担当役マーケ ティング推進部 (熊本県熊本市中央区 黒髪2-39-1)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は林野庁からの委託 事業であり、再委託先及び 研究課題も承認されている ため	—	1,779,000	—	0	—	—	25年度で終了
試験研究委託 レプンアツモリソウをモデル とした人を含む在来生態 系と共生できる絶滅危惧種 自生地の復元技術の研究	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年6月7日	礼文町長 (北海道礼文郡礼文町 香深宇トンナイ558-5)	会計規程第39条第1項第1号 本事業は林野庁からの委託 事業であり、再委託先及び 研究課題も承認されている ため	—	2,049,000	—	0	—	—	25年度で終了

※予定価格については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 森林総合研究所)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 業務方法書又は会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	茨城森林管理署 (茨城県水戸市笠原町 978-7)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	49,370,000	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	茨城森林管理署 (茨城県水戸市笠原町 978-7)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	2,670,000	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	東信森林管理署 (長野県佐久市大字臼田 1822)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	2,477,000	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	石狩森林管理署 (北海道札幌市中央区南 9条西23-1-10)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	17,780,800	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	石狩森林管理署 (北海道札幌市中央区南 9条西23-1-10)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	2,360,000	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	盛岡森林管理署 (岩手県盛岡市北山2-2- 40)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	7,787,700	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	山形森林管理署 (山形県村山市楯岡笛田 3-3-7)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	2,821,600	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	岡山森林管理署 (岡山県津山市小田中 228-1)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	5,830,000	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	鳥取森林管理署 (鳥取県鳥取市東町2- 325)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	1,100,100	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	高知中部森林管理署 (高知県香美市物部町大 栃1539)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	2,346,256	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—
土地使用料（長期）	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	平成25年4月1日	熊本県知事 (熊本県熊本市水前寺6- 18-1)	会計規程第39条第1項第1号 その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	—	18,040,690	—	0	その場所でないとして業務目的が達し 得ない等の理由から供給者が特定 されるため。	5	—

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした 業務方法書又は会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の 根拠区分	備 考
電気料	森林総合研究所 北海道支所長 川路則友 (北海道札幌市豊平区羊ヶ丘7)	-	北海道電力(株)札幌支店 (北海道札幌市中央区大通東1-2)	会計規程第39条第1項第3号 競争に付することが、不利と認められるとき。(長期継続契約)	-	13,662,489	-	0	競争に付することが、不利と認められるとき。	8	-
電気料	森林総合研究所 東北支所長 山本幸一 (岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷92-25)	-	東北電力(株)盛岡営業所 (岩手県盛岡市紺屋1-25)	会計規程第39条第1項第3号 競争に付することが、不利と認められるとき。(長期継続契約)	-	5,564,033	-	0	競争に付することが、不利と認められるとき。	8	-
ガス料	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	-	筑波学園ガス(株) (茨城県つくば市金田1917)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	104,081,319	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	8	-
水道料	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	-	つくば水道部 (茨城県つくば市春日1-8-3)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	72,232,491	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	8	-
水道料	森林総合研究所 北海道支所長 川路則友 (北海道札幌市豊平区羊ヶ丘7)	-	札幌市水道事業管理者 (北海道札幌市中央区大通東11)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	4,056,794	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	8	-
電話料	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	-	N T T 東日本 (東京都新宿区西新宿3-19-2)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	4,715,524	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	8	-
郵便料	森林総合研究所 理事長 鈴木和夫 (茨城県つくば市松の里1)	-	郵便事業(株)㈱筑波学園支店 (茨城県つくば市吾妻1-13-2)	会計規程第39条第1項第1号 (長期継続契約)	-	4,205,710	-	0	供給可能な業者が一に特定されるため。	9	-

※予定価格については、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

※「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～19)の番号を記載する。

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所で行なえば行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
二 その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」